

豊島 明子

南山大学総合政策学部 准教授

高齢者福祉サービス提供をめぐる法システムのあり方について

福祉分野において1990年代半ば頃から進められてきた契約化と供給主体多様化の政策は、福祉ニーズを有する者ないしはサービス利用者らの権利保障過程を細分化し、そこにおける行政の役割を変容させるとともに、巨大な福祉サービス市場を創出させた。この結果として、契約関係の下での要介護高齢者等の権利保障の必要性と並んで、福祉市場において種々のサービスを担う民間組織や個々のサービス提供業務に従事する私人への公的規制の必要性が、ますます高まっている。そこで本研究は、高齢者福祉分野を対象に、契約化と供給主体多様化の中で同分野が抱える諸問題の解決を図るため、要介護高齢者等の権利保障をより実現しうるサービス提供に係る法システムのあり方を多角的に追究することを、目的とする。本研究は、次の3つの柱から成る。第1は、福祉サービス市場への公的規制の法システムの検討、第2は、サービス従事者の質・専門性確保および向上の法システム、そして第3は、地域福祉の推進を実現する法システムである。